

2008年9月19日

国際会計基準審議会
30 Cannon Street
London EC4M 6XH
United Kingdom

**ディスカッション・ペーパー「金融商品の財務報告における複雑性の低減」
に対するコメント**

我々は、金融商品プロジェクトに関する国際会計基準審議会（IASB）の長年の努力に敬意を表するとともに、ディスカッション・ペーパー（DP）「金融商品の財務報告における複雑性の低減」に対するコメントの機会を歓迎する。以下の見解は、企業会計基準委員会（ASBJ）の中に設けられた金融商品専門委員会のものである。

我々は金融商品に関する財務報告が複雑であることを理解している。そうした複雑性は、金融商品を巡る取引の回避できない複雑性から生じている場合もある。しかし、不必要な複雑性が生じている可能性もあり、その複雑性は財務報告を巡る関係者に必要以上のコストを強いるものとなる。このため、趣旨に照らして規定を簡素化することによって複雑性を低減することは望ましく、この観点から、ヘッジ会計の簡素化を中心とした中間的解決策の検討を支持する。

一方、我々は、提案されている長期的解決策を適切と考えていない。金融商品にとって公正価値が適切な測定属性となる場合が多いとしても、未解決な問題が多く残されており、全ての金融商品の公正価値の差額を総合的な業績指標である純利益に含めることについて懸念を有している。

本レターの別添では、DPの各セクションの最後に示されている個別の質問に対する我々の回答を示している。

我々のコメントが今後のIASBの議論に貢献することを希望する。

西川郁生
金融商品専門委員会 専門委員長
企業会計基準委員会 委員長

別添 主な質問に対する回答

第1章 測定に関する問題

質問1

財務諸表作成者とその監査人の懸念、及び、財務諸表利用者のニーズに対応するためには、金融商品、デリバティブ商品及び類似項目の報告に関する現在の規定を大幅に変更する必要があるか。もしその必要がないのなら、現在の規定が複雑すぎるという主張に IASB はどう対応すべきか。

1. 現行の金融商品に関する財務報告が複雑であることは、我々も認識している。このため、例えばヘッジ会計の規定等に過度に厳格な取扱いがあるため無用な複雑性が生じているのであれば、それを改善し複雑性を低減すべきことは同意する。しかし、金融商品を巡る取引の回避できない複雑性等から簡素にはなっていない場合もある。簡素化を進める結果、かえって利用者に対する情報のロスにつながる恐れには十分留意する必要がある。
2. DP で示しているように、複雑性が生じる理由の 1 つには、測定方法が複数存在することがある。しかし、それ以外にも、BD14 項及び BD16 項にあるように、金融商品自体が複雑であること、測定以外の部分（認識の中止等）の取扱いが複雑であること、などがある。また、測定方法が複数あることだけが、複雑性の重要な原因ではなく、他の問題から生じる複雑性を軽視することは適切でない。
3. 1.6 項は、金融商品の測定方法が複数存在することから生じる関係者の懸念をリストアップしており、その後の提案の出発点の 1 つとなっている。我々は、これらの懸念が大幅な変更の必要性に対して的確であるかを分析し、その結果を関係者間で共有することが必要であると考え。我々の見解では、1.6 項の(f)の規定の維持と解釈が困難で手間のかかるものとなっている点は懸念を共有できるが、(d)の「測定手法が異なれば、計上される利得や損失も異なる」という点については、現行基準の欠陥ではないと考える。会計基準全体として見れば、非金融商品でも混合測定属性が用いられている。混合測定属性は、企業の投資活動との関連性を持たせるように複数の測定手法が使い分けされているのであり、そのこと自体は問題ではなく、むしろ財務報告の有用性のために必要なことである。また(c)については、不適切な選択や文書化が過年度財務諸表の再表示など不都合な結果をもたらしているとの指摘があるが、報告企業自身に原因がある可能性や、現行の基準の改良で対処できる可能性もある。したがって、一概に金融商品の混合測定属性だけを問題とすることは適切でない。
4. また、大幅な変更をするまでもなく、関係者が提示する個々の問題について、1つ1つ対処していくことも、関係者の懸念を取り去る重要なステップになると考える。これまでも、IASB は金融商品会計の関連する様々な課題に対処してきており、その取組みを我々は評価する。

第2章 測定及び関連する問題への中間的なアプローチ

質問2

- (a) IASB は、測定とヘッジ会計から生じる複雑性に対処するため、中間的なアプローチを検討すべきか。なぜそうすべきか、あるいは、なぜそうすべきでないか。IASB が中間的な変更をまったく行うべきでないとする場合、質問5及び6、並びに、第3章に提示した質問に回答いただきたい。
- (b) 2.2 項に提示した規準に賛成するか。賛成でない場合、どのような規準を用いるのか。それはなぜか。

5. 質問2(a)に関して、我々は、金融商品を単一の方法を用いて測定することは支持しないが、無用な複雑性を低減する目的でヘッジ会計の簡素化を中心とした中間的なアプローチを検討することは有益と考える。これは、(a)質問8及び9の回答（本コメントレター第16項及び第17項）で示すように、我々は、DPで提示される長期的な解決策が適切であるとは考えていないこと、(b)現行の基準の大枠を変えずに改善を図るアプローチは、変更のコストがさほど大きなものとならずに複雑性に対処でき、関係者にとって適用しやすいものであることによる。
6. 質問2(b)に関しては、中間的なアプローチを検討するにあたって提示された2.2項の規準のうち、(a)のレリバントな情報を提供すべきということは賛成するが、利用者の意思決定モデルが共有されている必要がある。そうでなければ、レリバントな情報が提供できているかどうか判断できないと考える。また、我々は、現時点で、公正価値での単一の測定が長期的に目指すべき目標とは考えないため、2.2項の(b)の規準には同意しない。

質問3

アプローチ1は現行の測定規定を改訂することになる。現行の測定規定をどのように改訂すべきと提案するか。このような改訂は、2.2項に示される中間的な変更案の規準と、どのように整合するか。

7. 売却可能金融投資の区分を削除すること(2.11項)には同意できないが、売却可能金融投資の区分の中には、様々な性格のものが内包されているため、それを分析して複雑性を増加させずに限定的なものとする可能性は否定しない。

質問4

アプローチ2は、現行の測定規定に代え、いくつかの選択的例外を伴う公正価値測定原則を導入することになる。

- (a) 公正価値以外のもので測定できる金融商品について、どのような制限を提案するか。その提案は2.2項で示される規準とどのように整合するか。
- (b) 公正価値で測定されない金融商品はどのように測定すべきか。

- (c) 減損損失はどの時点で認識すべきか。また、減損損失額はどのように測定すべきか。
- (d) 公正価値で測定される金融商品に関する未実現損益はどこで認識すべきか。それはなぜか。その提案は 2.2 項で示した規準とどのように整合するか。
- (e) 再分類は認めるべきか。どのような種類の再分類を認めるべきか。また、それらはどのように会計処理すべきか。その提案は 2.2 項で示した規準とどのように整合するか。

8. アプローチ 2 はいくつかの選択的例外を伴いながらも公正価値測定を原則とするアプローチであり、2.21 項(a)にあるように、これが全面的な公正価値測定規定に向けたステップであるため、このアプローチに同意しない。また、この手法によった場合でも、必ずしも会計基準の簡素化に役立たないと考える。これは、例外処理について、引き続き減損損失の規定が必要となる（DP が認識する減損損失の問題については、3.27 項参照）他、濫用防止目的のため、現行の満期保有目的投資に課せられるのと同様の厳格さをもって、公正価値測定の処理と原価ベース測定の例外処理の間で何らかの移動の制限をかける必要が生じるためである。

質問 5

アプローチ 3 は、ヘッジ会計の簡素化の可能性を提示している。

- (a) ヘッジ会計は廃止すべきか。なぜそうすべきか、あるいは、なぜそうすべきでないか。
- (b) 公正価値ヘッジ会計を置き換えるべきか。アプローチ 3 は、公正価値ヘッジ会計の置き換えについて、3 つの可能なアプローチを提示している。
- (i) IASB はどの方法を検討すべきか。それはなぜか。
- (ii) その他論じられていない方法の中で、IASB が検討すべきものはあるか。もしあれば、それは何か。また、それは 2.2 項で示した規準とどのように整合するか。アプローチ 1 又はアプローチ 2 による測定規定の変更を提案している場合には、測定規定の変更について提案したアプローチと、ここでのコメントとの整合性を確保していただきたい。

9. 質問 5(a)に関しては、ヘッジ会計を全廃することは適切でないと考ええる。その理由は以下のとおりである。
- 2.33 項にあるように、ヘッジ会計を廃止した場合に生じる純利益のボラティリティはヘッジ活動の経済効果を反映するものではない。
 - 2.29 項や 2.34 項にあるように、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計の必要性は、全面公正価値測定規定への変更によって影響を受けるものではない。
 - 仮に金融商品をすべて公正価値で測定した場合でも、非金融商品との間でのヘッジ関係を反映しようとするればヘッジ会計が必要となる。
10. 質問 5(b)に関しては、2.35 項で提示される 3 つの可能性のうち、2.40 項にあるように、公正価値オプションの自由度を高めて公正価値ヘッジ会計に代替すること（2.35 項(a)）は、検討する価値があると考えられる。また、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計と同

様に、ヘッジ手段に関する利得及び損失を純利益外で認識しリサイクルする方法（2.35 項(b)）は、公正価値ヘッジの場合でもキャッシュ・フロー・ヘッジの場合でもヘッジ会計の処理を統一することにつながるものであり、2.46 項に記載の利点があるため、検討する価値があると考えられる。

質問 6

また、第 2 章では、現行のヘッジ会計モデルをどのように簡素化し得るかについても論じた。現行のヘッジ会計モデルには、ヘッジ関係をどの時点でヘッジ会計の対象とできるか、及び、ヘッジ会計モデルの適用が純利益にどのような影響を及ぼすかについて規律を維持するため、いくつかの制限が設けられている。本章ではまた、これら制限がなぜ必要なのかについても説明している。

- (a) 現行のヘッジ会計モデルをどのように簡素化できるかに関し、IASB にどのような提案を行うか。
- (b) その提案には、現時点で存在する制限が含まれているか。含まれないのであれば、それらの制限はなぜ必要ないか。
- (c) 部分ヘッジを認めなければ、現行のヘッジ会計規定は簡素化できる。部分ヘッジを認めるべきか。認めるべきだとすれば、それはなぜか。部分ヘッジを認めることの効用がなぜ複雑性を正当化すると考えるか、その理由も説明していただきたい。
- (d) ヘッジ関係をどの時点でヘッジ会計の対象とできるか、及び、ヘッジ会計モデルの適用が純利益にどのような影響を及ぼすかについて規律を維持しつつ、ヘッジ会計を簡素化し得る方法について、その他どのようなコメントや提案があるか。

- 11. 現時点では、2.61 項に示されるような当初に有効性テストの代案を含む全般的方針の策定を認める手法については、もし、1.6 項(c)にあるような過年度の財務諸表の再表示が会計基準上の重大な問題を示すのであれば、提案の必要性は理解できる。
- 12. 非有効性が継続的に認識されるのであれば、ヘッジ関係の有効性要件を若干緩和する案によっても、ヘッジの効果を適切に示さなくなる可能性は少なく、利用者をミスリードさせるおそれは少ないと考えられる。米国財務会計基準審議会（FASB）から公表された公開草案「ヘッジ活動に関する会計処理-財務会計基準書(SFAS)第 133 号の改訂」（以下「FAS 第 133 号改訂 ED」という。）では、①ヘッジ関係の有効性につき、高度に有効である(highly effective)ことではなく、相当に有効である(reasonably effective)ことを要求していること、②ヘッジ関係の有効性の評価に当たり、定性的な評価を要求し、定量的な評価は必要な場合に限定していること、③現行では継続的な有効性の判定を要求しているが、当該 FAS 第 133 号改訂 ED ではこれを要求していないこととされており、参考になり得るものと思われる。
- 13. 2.64 項にあるようなヘッジ関係の指定解除と再指定の頻度を減少させる何らかの規定を設ける可能性については、検討する価値があると考えられる。これは、指定解除しても

同じポジションが残っていれば、実質的に同じ経済効果が残っていることになるためである。FAS 第 133 号改訂 ED でも、ヘッジ関係の指定の解除を、ヘッジ会計の適用を中止するための要件から削除している。

14. 質問 6(c)に関しては、我々は、部分ヘッジは認められるべきであると考え。2.66 項の (b)及び(c)のケースは、数量を小さくして取引を行い、ヘッジ会計を適用することと何ら変わらない。このため、部分ヘッジによって生じる複雑性はもともとのヘッジ会計に生じているものに過ぎない。また、(a)の場合のように、全てのリスクでなく、一部のリスクに対応する商品（金利リスクであれば、金利スワップなど）を利用してヘッジ活動を行うことも多い。これを部分ヘッジとして扱わない場合には、一部のリスクのみをヘッジしているヘッジ活動の経済効果が財務諸表に反映されないこととなる。

質問 7

第 2 章で提示したもののほかに、IASB が検討すべき中間的なアプローチはあるか。もしあれば、それは何か。また、IASB はなぜそれを検討すべきか。

15. 現行の金融商品の会計基準は、濫用防止目的のため、詳細でペナルティ的な規定を設けていると考えられるものがある。例えば、満期保有目的投資に関するテインティング規定がその例である。会計基準からこの性質の規定を省くことで、基準の簡素化が図れる可能性について検討することは有益であると思われる。

第 3 章 長期的解決策—すべてのタイプの金融商品に対する単一の測定手法

質問 8

第 3 章では、現在の測定に関連した問題を軽減するために、金融商品に関する基準の適用範囲内に入るすべてのタイプの金融商品の測定に、単一の方法を用いることを長期的解決策として提案している。

金融商品に関する基準の適用範囲内に入るすべてのタイプの金融商品を単一の方法を用いて測定することは、適切だと考えるか。その理由又はそう考えない理由は何か。長期的には単一の方法を用いてすべてのタイプの金融商品を測定すべきと考えないのであれば、測定に関連した問題を長期的に解決する別のアプローチはあるか。もしあれば、それは何か。

16. 金融商品を単一の方法を用いて測定し、その差額をすべて純利益に含めることが長期的解決策であるとは考えない。我々は、現行の混合測定属性をベースに改善を施す方が有効であると考え。その理由は以下のとおりである。
- (1) 利用者の意思決定には、企業価値評価モデルを見れば明らかなように、当期の業績を示す純利益が重要な役割を持つと考えられる。したがって、何らかの単一の方法を用いて金融商品を測定しても、純利益情報が有用とならなければ、基本的に財務

報告の目的を達成できない。DP でしばしば記述しているように、財務諸表の利用者が、経過利息による変動など公正価値の変動の内訳区分を依然として重要と考えている（3.29 項、3.42 項、3.49 項、3.50 項、3.82 項）のは、有用な純利益情報が必要であるからに他ならない。

- (2) 金融商品を単一の方法を用いて貸借対照表の情報を測定しつつ、その変動の内訳を示すということは、内訳の数値を作成するために、別途、他の方法による計算が必要である。これは、実質的に複数の方法を用いることになり、また、財務諸表作成者や監査人にとって複雑性の低減とはならない。
- (3) 我々は、金融商品という形態について、単一の測定方法を用いるのではなく、投資の実態が同じものについては、単一の測定方法を用いることが適当であると考えている。例えば、IFRS では、金融商品のみならず非金融商品についても、その形態ではなく、販売目的又はトレーディング目的（IAS 第 2 号「棚卸資産」）か、使用目的（IAS 第 16 号「有形固定資産」）か、という投資の実態によって異なる測定属性を用いている。また、DP においても、A23 項において、企業の支配又は企業に対する重要な影響力を及ぼす所有持分を金融商品の会計基準の適用範囲から除外することが示唆されており、これも、投資の実態によって異なる測定属性を用いることが適当と判断されたことによると推測される。形態ではなく、投資の実態が同じものについては、単一の測定方法を用いるように整理することが、会計基準全体として問題を解決するアプローチであると思われる。

質問 9

第 3 章パート A では、公正価値が、金融商品に関する基準の適用範囲内に入るすべてのタイプの金融商品に適切な唯一の測定属性であるように思われるとしている。

- (a) 公正価値は、金融商品に関する基準の適用範囲内に入るすべてのタイプの金融商品について適切な唯一の測定属性だと考えるか。
- (b) そう考えないのであれば、公正価値以外のどのような測定属性が、金融商品に関する基準の適用範囲内に入るすべてのタイプの金融商品について適切か。なぜ、その測定属性が金融商品に関する基準の適用範囲内に入るすべてのタイプの金融商品について適切と考えるのか。その測定属性は、現在の測定に関わる複雑性を低減し、すべてのタイプの金融商品についてキャッシュ・フローの見込みを評価するのに必要な情報を利用者に提供するものであるか。

17. 質問 8 の回答にあるように、我々は、単一の測定属性で統一することが望ましい解決策であると考えていない。多くの場合、信頼性のある公正価値は、金融商品について適切な測定値と考えられる。しかし、すべての金融商品を公正価値で測定し、その差額を総合的な業績指標である純利益に含めることについては、次のような懸念がある。
 - (1) 公正価値による単一の測定属性で統一したとしても、質問 5 の回答にあるように、

キャッシュ・フロー・ヘッジ会計の必要性はなくなる。このため、公正価値での測定の差額を純利益に含めない取扱いが必要となるはずである。

- (2) 現行の混合測定属性における公正価値以外の測定属性である償却原価や持分法評価額は、一定のタイプの金融商品について、純利益情報を通じて、キャッシュ・フローの見込みを評価するのに必要な情報を利用者に提供するものである。公正価値という貸借対照表の情報によってのみキャッシュ・フローの見込みを評価するのに役立つものは、企業の努力による価値増加の余地がなく、トレーディング目的の金融商品のように、整備された市場が存在しいつでも事業上の制約なしに売却が可能なものに限られると思われる。
 - (3) 業績とは考えられない公正価値の変動が純利益に含まれてしまう。我々は、そのような種類の変動は純利益から区分すべきであるとする。公正価値の支持者であっても市場要因の変動による未実現損益を区別することが重要であるとしている（3.42 項）。
18. 公正価値の信頼性という点については、3.78 項にあるように、特に市場ベースの情報が利用可能でない金融商品について、測定の信頼性の懸念が引き続きある。3.80 項では、現時点でも、減損損失の測定において類似の問題が存在すると指摘しているが、毎期、公正価値を見積もることにより、企業が測定値に裁量を働かせる機会が多くなる。また、同項では、既に金融商品の公正価値を開示する規定があると指摘しているが、それによっても公正価値を見積もる際の困難性と不確実性が解消されている訳ではなく、潜在的に問題は残っているものとする。最近の信用危機を端にして、市場流動性の低くなった金融商品の公正価値測定の問題がクローズアップされたのも、この問題が必ずしも解消されていないことを示すものとする。測定が若干不正確な程度であれば、レリバンスのある金額の不正確な見積りの方が、レリバンスの低い金額の正確な見積りよりも有用であるとして、取得原価よりも公正価値の見積りが有用（3.63 項）と言えるかもしれない。しかし、レリバンスは信頼性とは関係しないが、不正確さの程度が少なくとも極めて高い場合には、その上位概念である意思決定有用性を損なうこととなると考えられる。
19. ただし、混合測定属性を継続するとしても、それぞれの中身が現行通りでよいかは検討の余地がある（質問 3 の回答である本コメントレター第 7 項参照）。

質問 10

第 3 章パート B では、金融商品の公正価値測定に関する懸念を整理した。第 3 章で明示したもの以外に、金融商品の公正価値測定について重大な懸念はあるか。もしあれば、それはどのような問題なのか、また、なぜそれが懸念すべき問題なのか。

20. 金融商品の公正価値測定に関する懸念は、第 3 章パート B で整理されたものでほぼカバーされていると考える。特に、3.75 項にあるように、企業の金融負債の信用リスクの上

昇によって財務諸表上の純損益に利得が生じることとなる点に対しては大変重大な懸念を持っている。

21. 金融負債の公正価値測定については、財務報告の目的に関する基本的な問題を含んでいる。企業価値は、事業投資の価値と純金融投資の公正価値の合計であり、それが各請求権（負債や資本）に配分される。財務報告制度は、投資家はその自己責任でのれんを含む企業価値を推定できることに役立つように純利益情報などを開示する。その際に、換金が制約される投資を背景とした金融負債について、経営者が公正価値を示し、その変動を損益に含めて報告することは、経営者が投資家に代わって企業価値を示すことにつながり、投資家が企業価値を算定することを想定した財務報告制度の考え方と矛盾するものと思われる。
22. 現在、IASB では、市場流動性が低くなった金融商品の評価について検討を行っている。この分野における IASB の取組みを評価し、成果を期待したい。

質問 11

第 3 章パート C では、金融商品に関する基準の適用範囲内に入るすべてのタイプの金融商品について、公正価値測定を全面的に要求することを提案する前に、IASB が解決すべき 4 つの問題を明らかにした。

- (a) 金融商品の公正価値測定を全面的に要求することを提案する前に、IASB が取り組んでおくべきと考える問題はほかにあるか。あるとすれば、それは何か。IASB はなぜ、その問題に取り組むべきか。
- (b) 第 3 章パート C で明らかにした問題の中に、公正価値測定を全面的に要求する前に解決しなくてもよいものはあるか。もしあるとすれば、それは何で、公正価値測定を全面的に要求する前に解決する必要がないのはなぜか。

23. 公正価値測定の適用範囲は、投資の形態でなく実態をもって決定すべきと考えられる（本コメントレター第 16 項(3)参照）。

質問 12

その他、IASB が金融商品の会計処理をどのように改善、簡素化できるかについて、何かコメントはあるか。

24. 本ペーパーでは、IASB が進むべき予備的見解が示されていないため、今後のプロセスとして、すぐに公開草案に進むのではなく、例えば、中間的アプローチについての予備的見解を示す DP を再度公表した上で、公開草案の段階に進むべきである。